

省

令

○農林水産省令第二号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条ただし書及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日

農林水産大臣 江藤 拓

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（軽易な水産動植物の採捕） 第二条 法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一 さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕 二 たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三 投網による水産動植物の採捕 四 ひき縄つりによる水産動植物の採捕	（軽易な水産動植物の採捕） 第二条 法第三条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るものとする。 一 さおづり又は手づり（まき餌^えづりを除く。）による水産動植物の採捕 二 たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三 投網による水産動植物の採捕 四 ひき縄つりによる水産動植物の採捕

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（軽易な水産動植物の採捕） 第一条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第三号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第二号及び第四号に掲げるものにあつては適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。ただし、第四号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において行うものに限るものとする。 一 さおづり又は手づりによる水産動植物の採捕（次号に掲げるものを除く。） 二 さおづり又は手づりのうちまき餌^えづりによる水産動植物の採捕 三 たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 四 ひき縄つりによる水産動植物の採捕	（軽易な水産動植物の採捕） 第一条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあつては総トン数三トン未満の船舶により行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。以下この条において同じ。）の管理の下に総トン数三トン以上の日本船舶により行うものと、第三号に掲げるものにあつては農林水産大臣が別に定めて告示する海域及び期間において適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者の管理の下に日本船舶により行うものとする。 一 さおづり又は手づり（まき餌^えづりを除く。）による水産動植物の採捕（新設） 二 たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕 三 ひき縄つりによる水産動植物の採捕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月七日

防衛大臣 中谷 元